

議 事 録

令和7年10月31日(金)午後2時から福井市役所本館8階第8AB会議室において、10月定例会が開催された。

○議事

1 審議事項

議案番号	議案名	議決結果
第52号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	原案どおり可決
第53号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	//
第54号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	//
第55号議案	現況証明について	//
第56号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	//
第57号議案	農地・非農地判断について	//
第58号議案	農地の競売等に係る買受適格証明について	//
第59号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見に関する事務処理規程の制定について	//

2 報告事項

報告番号	報告名
第51号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第52号報告	農地法第3条の3の規定による届出の確認について
第53号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第54号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第55号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第56号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第57号報告	地域計画の変更について

3 その他

○出席委員 28名

1 番	清水	江梨華	
2 番	渡邊	源治	
3 番	寺井	重治	(参与)
4 番	伊藤	義明	
5 番	松田	三代	
6 番	前川	雅彦	
7 番	小寺	辰夫	(会長)
8 番	齊藤	和栄	
9 番	藤田	佳光	
10 番	内田	一朗	
11 番	小川	喜久子	(参与)
12 番	岩佐	實代	
13 番	荒川	幸洋	(参与)
14 番	東藤	美智子	
16 番	北川	健	(会長職務代理者)
17 番	伊川	憲邦	
18 番	中川	洋一	
19 番	池田	敏雄	
22 番	吉岡	晶美	
24 番	杉本	英夫	
25 番	鈴木	謹一	
26 番	豊岡	敏広	
27 番	辻	邦晴	
28 番	平元	理	
30 番	野路	直美	
32 番	山田	正則	
33 番	廣部	厚	
35 番	田村	洋子	

○欠席委員 5名

15 番	前川	秀人
20 番	志野	佑介
21 番	村嶋	哲郎
23 番	西岡	得雄
29 番	堀内	浩徳

○事務局出席職員

農政企画課

主 査 中 村 麻由美

農業委員会事務局

局 長	龍 崎 俊 和
局 次 長	酒 井 宏 幸
課長補佐	山 田 泰 之
主 幹	土 田 智 大
副 主 幹	三 木 真 人
副 主 幹	増 澤 明 浩
主 査	宮 崎 紗 代
主 事	伊 東 優 子

開 会 午後2時

議 長
(7番
小寺 辰夫
会長)

それでは、ただ今から10月の定例会を開催いたします。
なお、前川秀人委員、村嶋委員、志野委員、西岡委員、堀内委員より欠席の連絡を受けております。
また、藤田委員、伊川委員は少々遅れるとのこと。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。
議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号35番、田村委員、1番、清水委員のご両名よろしく申し上げます。
それでは、議事に入ります。
第52号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政企画課

(説 明)

議 長

第52号議案について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

26番
豊岡 敏広
委員

この案件の資料に記載されている土地は、全て農地台帳に記載されていますか。

農政企画課

全て農地台帳に記載されています。

議 長

他にありませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第52号議案に対し、異議がない旨、回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第53号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題

といたします。事務局の説明を求めます。

事務局職員

(説明)

議長

それでは、第53号議案について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第53号議案について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第54号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局職員

(説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました田村委員から報告をお願いします。

35番

田村 洋子
委員

第54号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は、10月20日、調査委員は私と北川会長職務代理者、地区担当委員2名と事務局3名の計7名で行いました。

調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。

以上でございます。

議長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第54号議案中、1番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号28番、平元委員には審議終了まで退席をお願いします。

《平元委員 退席》

議長

それでは、第54号議案中、1番の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第54号議案中、1番の案件について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
平元委員の入場をお願いします。

《平元委員 入場》

議 長

平元委員に報告します。
第54号議案中、1の案件につきましては、原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に、第54号議案中2番について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第54号議案中2番について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
なお、この第54号議案については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされること、また、第54号議案中2番については、開発行為許可を条件に許可することとします。
続きまして、第55号議案「現況証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局職員

(説 明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました田村委員から報告をお願いします。

35番
田村 洋子
委員

第55号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は10月20日、私と北川会長職務代理者、地区担当委員10名、事務局3名の合計15名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

以上でございます。

議 長

それでは、第５５号議案について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第５５号議案について、原案のとおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

(藤田委員、伊川委員入室)

議 長

続きまして、第５６号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局職員

(説 明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を北川会長職務代理者から報告をお願いします。

１６番

北川健会長
職務代理者

第５６号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は１０月２０日、私と当番委員である田村委員、地区担当委員３名、事務局３名の合計８名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今事務局から説明のありましたとおりです。

また、現況及び周辺農地への影響から判断し、当該案件について、照会に対して、原状回復命令を行わないと回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第５６号議案中、３番、４番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号２８番平元委員には審議終了まで退席をお願いします。

《平元委員 退席》

議 長

それでは、第56号議案中、3番、4番の案件について、ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第56号議案中、3番、4番の案件について、現地調査の結果報告等を踏まえ、現状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

平元委員の入場をお願いします。

《平元委員 入場》

議 長

平元委員に報告します。

第56号議案中、3番、4番の案件につきましては、現状回復命令を行わないと回答することに決定いたしました。

次に、第56号議案中3番、4番以外の案件についての説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

4番
伊藤 義明
委員

1番の案件は、平成12年に住宅が建っているが、建築確認はおりているのか。

事務局職員

農地法の許可を取らず、建築確認の手続きのみで建ててしまったと思われる。

19番
池田 敏雄
委員

現況証明にしろ、法務局照会にしろ、平成10年代の建築物が目立つように思う。

4番
伊藤 義明
委員

旧福井市と旧清水町、旧美山町で取扱いに差があると思う。今後もこのようなことが起きることはないのか。

事務局職員

市街化調整区域であれば、開発許可も必要になり、現在は開発許可を取っていない

ければ、建築確認を受け付けないような運用をしているので、今後はそのようなことは起きないと思われる。

ただし、都市計画区域外については、建築確認が不要な場合もあるので、建築されることもあると思う。

14番
東藤美智子
委員

今月、市波町の現地調査をしたが、法務局照会の議案から抜けているのではないか。

事務局職員

法務局照会ではなく、現況証明の7番の案件です。

33番
廣部 厚
委員

先ほどの現況証明の案件でも言えることだが、周辺から苦情でもない限り、20年経過したら、現況証明なり、法務局照会なりの申請が出され、転用できてしまう。場所によっては、耕作放棄地になるよりはいいと思うこともあるが、20年経過の要件では、期間が短いような気もする。

4番
伊藤 義明
委員

今、みなさんも農地利用状況調査をしたと思うが、現地調査ではいろいろ思うところもあったと思う。中山間農地などは耕作しないと周辺の山林と同様に草木が生えてきて、農地の体をなさなくなる。このような農地はどうしているのか。

事務局職員

現地調査のうえ、農地・非農地判断で非農地にすることになると思います。

議 長

調査等で判断や対応に苦慮するようなことがあれば、事務局に相談しながら進めてください。

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第56号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、現状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第57号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局職員

(説 明)

議 長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を北川会長職務代理者から報告をお願いします。
16番 北川健会長 職務代理者	第57号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。 調査日は10月20日、私と当番委員である田村委員、地区担当委員1名、事務局3名の合計6名で実施しました。 調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、対象地の現況は、いずれも杉などの樹木が繁茂して山林化しており、今後農地として再生利用することは著しく困難であると見受けられましたので、現況を「非農地」として問題ないものと思われまます。 以上でございます。
議 長	それでは、第57号議案について、ご意見、ご質疑等はございませんか。 （特に声なし）
議 長	他にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第57号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第58号議案「農地の競売等に係る買受適格証明について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局職員	（説 明）
議 長	ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。 （特に声なし）
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第58号議案を原案のとおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。 （異議なしの声）

議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第５９号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見に関する事務処理規程の制定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局職員	（説 明）
議 長	ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。
１９番 池田 敏雄 委員	規程の第２条第３号の審議とは何を指すのか。
事務局職員	特に重要な案件があった場合には、今月の第５２号議案と同様、議案事項として附議するということです。
３３番 廣部 厚 委員	特に重要な案件とはどのようなときをいうのか。
事務局職員	これまでの議案で、特に重要な案件に該当するような事例はないので、この規程の承認後は、議案で取り上げることを想定していませんが、想定外の案件があったときに議案として審議する余地を残しているということでご理解ください。
議 長	他にありませんか。 （特に声なし）
議 長	他にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第５９号議案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。 （異議なしの声）
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、報告事項に入ります。 なお、報告事項につきましては、会長専決及び事務局長専決により処理した案件でございます。 それでは、第５１号報告 ないし 第５７号報告を、一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局職員

(第51号報告ないし第57号報告 説明)

報告事項は以上です。

よろしくご確認くださいますようお願いいたします。

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局職員

(今後の日程について説明)

(令和7年度行政視察研修について説明)

(農地利用状況調査の結果提出について説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、会長職務代理者よりお願いします。

16番
北川健会長
職務代理者

本日の定例会は、第52号議案から第59号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。

また、第51号報告から第57号報告まで全て確認をさせていただきました。

以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、10月の定例会を閉会いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後3時10分